



# 鳥取県公報

平成 28 年 1 月 26 日 (火)  
第 8 7 6 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (53) (東部振興課) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定 (54) (障がい福祉課) . . . . . 2
	指定自立支援医療機関の指定の辞退 (55) (〃) . . . . . 2
	建築基準法による指定確認検査機関の指定 (56) (住まいまちづくり課) . . . . . 3
	ふ化業者の登録 (57) (畜産課) . . . . . 3
	公有水面の埋立て免許の出願 (58) (空港港湾課) . . . . . 3
	特定非営利活動促進法による認定 (59) (中部総合事務所地域振興局) . . . . . 8
	指定障害児通所支援事業者の指定 (60) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会委員長の住所及び氏名 (1) . . . . . 8
	選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定 (2) . . . . . 8
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) . . . . . 9
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林づくり推進課) . . . . . 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) . . . . . 10
	落札者の決定 (鳥取県立中央病院) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第53号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成28年3月14日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成28年1月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まんまるこ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
下地 恵美子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や障害者に対して、デイサービス等の福祉サービスに関する事業を行い、地域及び社会福祉の推進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社こやま薬局	鳥取市秋里923-7	アイ・プラス薬局松並店	鳥取市松並一丁目140-3	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成28年1月1日
医療法人社団いしだ心のクリニック	米子市西倉吉町71	医療法人社団いしだ心のクリニック	米子市西倉吉町71	精神通院医療	平成28年1月4日
有限会社梨花調剤薬局	東伯郡湯梨浜町大字中興寺355-5	梨花調剤薬局津原店	倉吉市津原392-4	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成28年2月1日

## 鳥取県告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
医療法人山本外	鳥取市末広温泉	医療法人山本外科	鳥取市末広温泉町	精神通院医療	平成27年12

科内科医院	町125-2	内科医院	125-2		月31日
-------	--------	------	-------	--	------

### 鳥取県告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）及び第7条の2第2項（第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関の指定をしたので、同法第77条の21第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定確認検査機関の名称及び所在地  
一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター  
鳥取市田園町三丁目375
- 2 指定の区分  
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分
- 3 業務区域  
鳥取県全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地  
鳥取事務所 鳥取市田園町三丁目375  
米子事務所 米子市米原九丁目7-30
- 5 指定の有効期間  
平成28年1月17日から5年間

### 鳥取県告示第57号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称、住所及び代表者の氏名	ふ化場の名称及び所在地
第2号	平成28年1月19日	米久おいしい鶏株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾84-1 代表取締役社長 金森 史浩	米久おいしい鶏株式会社 <sup>ふ化場</sup> 孵卵場 東伯郡琴浦町大字杉下504-11

### 鳥取県告示第58号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間鳥取県県土整備部空港港湾課及び境港市建設部管理課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 出願人の名称、代表者の氏名及び住所  
境港市  
境港市長 中村 勝治  
境港市上道町3000
- 2 埋立区域
  - (1) 位置

境港市渡町字下ノ袖2413-22から同町字宝財1274-2を経て同町沖ノ袖1105-1に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と68の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 境港市渡町に設置されている3級基準点H15-145（北緯35度30分52秒、東経133度12分22秒）から99度9分43秒、102.08メートルの地点
- 2の地点 1の地点から55度2分49秒、5.82メートルの地点
- 3の地点 2の地点から53度54分43秒、37.94メートルの地点
- 4の地点 3の地点から50度7分1秒、4.74メートルの地点
- 5の地点 4の地点から53度30分51秒、12.17メートルの地点
- 6の地点 5の地点から52度41分30秒、21.06メートルの地点
- 7の地点 6の地点から53度5分26秒、16.21メートルの地点
- 8の地点 7の地点から53度5分26秒、7.58メートルの地点
- 9の地点 8の地点から323度46分19秒、42.20メートルの地点
- 10の地点 9の地点から323度46分19秒、4.86メートルの地点
- 11の地点 10の地点から323度46分19秒、3.20メートルの地点
- 12の地点 11の地点から49度33分39秒、21.66メートルの地点
- 13の地点 12の地点から45度52分14秒、3.54メートルの地点
- 14の地点 13の地点から132度14分38秒、12.44メートルの地点
- 15の地点 14の地点から131度47分0秒、6.50メートルの地点
- 16の地点 15の地点から129度9分18秒、2.15メートルの地点
- 17の地点 16の地点から132度13分35秒、2.77メートルの地点
- 18の地点 17の地点から132度13分35秒、0.83メートルの地点
- 19の地点 18の地点から131度50分24秒、1.41メートルの地点
- 20の地点 19の地点から131度50分24秒、2.13メートルの地点
- 21の地点 20の地点から131度50分24秒、2.04メートルの地点
- 22の地点 21の地点から131度0分47秒、4.18メートルの地点
- 23の地点 22の地点から131度0分47秒、4.32メートルの地点
- 24の地点 23の地点から131度0分47秒、3.72メートルの地点
- 25の地点 24の地点から131度0分47秒、1.72メートルの地点
- 26の地点 25の地点から131度0分47秒、1.54メートルの地点
- 27の地点 26の地点から131度0分47秒、1.91メートルの地点
- 28の地点 27の地点から131度0分47秒、0.66メートルの地点
- 29の地点 28の地点から127度41分14秒、7.69メートルの地点
- 30の地点 29の地点から132度0分37秒、11.32メートルの地点
- 31の地点 30の地点から124度41分9秒、1.17メートルの地点
- 32の地点 31の地点から131度11分37秒、7.63メートルの地点
- 33の地点 32の地点から131度22分38秒、1.84メートルの地点
- 34の地点 33の地点から131度22分38秒、2.73メートルの地点
- 35の地点 34の地点から131度22分38秒、4.48メートルの地点
- 36の地点 35の地点から131度22分38秒、4.13メートルの地点
- 37の地点 36の地点から131度22分38秒、0.94メートルの地点
- 38の地点 37の地点から129度20分3秒、0.48メートルの地点
- 39の地点 38の地点から129度20分3秒、19.74メートルの地点
- 40の地点 39の地点から129度20分3秒、0.35メートルの地点
- 41の地点 40の地点から129度58分29秒、2.99メートルの地点

42の地点	41の地点から129度58分29秒、1.48メートルの地点
43の地点	42の地点から129度58分29秒、7.28メートルの地点
44の地点	43の地点から129度58分29秒、1.97メートルの地点
45の地点	44の地点から129度58分29秒、3.54メートルの地点
46の地点	45の地点から130度6分16秒、1.35メートルの地点
47の地点	46の地点から130度6分16秒、3.28メートルの地点
48の地点	47の地点から130度6分16秒、5.36メートルの地点
49の地点	48の地点から130度6分16秒、2.83メートルの地点
50の地点	49の地点から130度6分16秒、11.94メートルの地点
51の地点	50の地点から129度55分19秒、6.83メートルの地点
52の地点	51の地点から129度31分13秒、1.87メートルの地点
53の地点	52の地点から129度31分13秒、6.31メートルの地点
54の地点	53の地点から221度13分59秒、27.60メートルの地点
55の地点	54の地点から308度49分27秒、55.70メートルの地点
56の地点	55の地点から251度23分33秒、8.30メートルの地点
57の地点	56の地点から310度20分18秒、7.08メートルの地点
58の地点	57の地点から316度8分16秒、8.83メートルの地点
59の地点	58の地点から316度8分16秒、0.27メートルの地点
60の地点	59の地点から234度34分46秒、2.06メートルの地点
61の地点	60の地点から317度13分29秒、0.23メートルの地点
62の地点	61の地点から234度32分6秒、39.09メートルの地点
63の地点	62の地点から323度28分40秒、0.16メートルの地点
64の地点	63の地点から232度58分47秒、5.92メートルの地点
65の地点	64の地点から234度40分52秒、19.02メートルの地点
66の地点	65の地点から229度6分57秒、5.13メートルの地点
67の地点	66の地点から234度35分30秒、20.31メートルの地点
68の地点	67の地点から231度23分51秒、23.13メートルの地点

(3) 面積

10,108.80平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

境港市渡町字下ノ袖2413-25から同町字宝財1274-2を経て同町字沖ノ袖1105-36に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とイの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 境港市渡町に設置されている3級基準点H15-145（北緯35度30分52秒、東経133度12分22秒）から98度54分44秒、97.78メートルの地点

ロの地点 イの地点から53度42分9秒、8.83メートルの地点

ハの地点 ロの地点から53度42分9秒、13.03メートルの地点

ニの地点 ハの地点から53度55分17秒、25.12メートルの地点

ホの地点 ニの地点から53度50分43秒、5.22メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から53度24分34秒、5.91メートルの地点

トの地点 ヘの地点から53度13分7秒、3.49メートルの地点

チの地点 トの地点から53度22分45秒、22.53メートルの地点

リ of 地点 チの地点から53度23分45秒、10.12メートルの地点

ヌの地点 リの地点から 9 度 39 分 40 秒、4.01 メートルの地点  
ルの地点 ヌの地点から 325 度 58 分 54 秒、16.50 メートルの地点  
ヲの地点 ルの地点から 325 度 50 分 15 秒、20.13 メートルの地点  
ワの地点 ヲの地点から 328 度 53 分 58 秒、8.83 メートルの地点  
カの地点 ワの地点から 329 度 0 分 44 秒、11.67 メートルの地点  
ヨの地点 カの地点から 56 度 49 分 1 秒、3.40 メートルの地点  
タの地点 ヨの地点から 37 度 0 分 43 秒、4.68 メートルの地点  
レの地点 タの地点から 46 度 47 分 15 秒、20.74 メートルの地点  
ソの地点 レの地点から 41 度 52 分 35 秒、3.27 メートルの地点  
ツの地点 ソの地点から 138 度 22 分 46 秒、2.59 メートルの地点  
ネの地点 ツの地点から 138 度 38 分 31 秒、10.00 メートルの地点  
ナの地点 ネの地点から 138 度 38 分 45 秒、1.60 メートルの地点  
13の地点 ナの地点から 139 度 19 分 30 秒、0.51 メートルの地点  
14の地点 13の地点から 132 度 14 分 38 秒、12.44 メートルの地点  
15の地点 14の地点から 131 度 47 分 0 秒、6.50 メートルの地点  
16の地点 15の地点から 129 度 9 分 18 秒、2.15 メートルの地点  
17の地点 16の地点から 132 度 13 分 35 秒、2.77 メートルの地点  
18の地点 17の地点から 132 度 13 分 35 秒、0.83 メートルの地点  
19の地点 18の地点から 131 度 50 分 24 秒、1.41 メートルの地点  
20の地点 19の地点から 131 度 50 分 24 秒、2.13 メートルの地点  
21の地点 20の地点から 131 度 50 分 24 秒、2.04 メートルの地点  
22の地点 21の地点から 131 度 0 分 47 秒、4.18 メートルの地点  
23の地点 22の地点から 131 度 0 分 47 秒、4.32 メートルの地点  
24の地点 23の地点から 131 度 0 分 47 秒、3.72 メートルの地点  
25の地点 24の地点から 131 度 0 分 47 秒、1.72 メートルの地点  
26の地点 25の地点から 131 度 0 分 47 秒、1.54 メートルの地点  
27の地点 26の地点から 131 度 0 分 47 秒、1.91 メートルの地点  
28の地点 27の地点から 131 度 0 分 47 秒、0.66 メートルの地点  
29の地点 28の地点から 127 度 41 分 14 秒、7.69 メートルの地点  
30の地点 29の地点から 132 度 0 分 37 秒、11.32 メートルの地点  
31の地点 30の地点から 124 度 41 分 9 秒、1.17 メートルの地点  
32の地点 31の地点から 131 度 11 分 37 秒、7.63 メートルの地点  
33の地点 32の地点から 131 度 22 分 38 秒、1.84 メートルの地点  
34の地点 33の地点から 131 度 22 分 38 秒、2.73 メートルの地点  
35の地点 34の地点から 131 度 22 分 38 秒、4.48 メートルの地点  
36の地点 35の地点から 131 度 22 分 38 秒、4.13 メートルの地点  
37の地点 36の地点から 131 度 22 分 38 秒、0.94 メートルの地点  
38の地点 37の地点から 129 度 20 分 3 秒、0.48 メートルの地点  
39の地点 38の地点から 129 度 20 分 3 秒、19.74 メートルの地点  
40の地点 39の地点から 129 度 20 分 3 秒、0.35 メートルの地点  
41の地点 40の地点から 129 度 58 分 29 秒、2.99 メートルの地点  
42の地点 41の地点から 129 度 58 分 29 秒、1.48 メートルの地点  
43の地点 42の地点から 129 度 58 分 29 秒、7.28 メートルの地点  
44の地点 43の地点から 129 度 58 分 29 秒、1.97 メートルの地点  
45の地点 44の地点から 129 度 58 分 29 秒、3.54 メートルの地点

ラの地点 45の地点から130度6分16秒、0.75メートルの地点  
ムの地点 ラの地点から39度24分4秒、2.23メートルの地点  
ウの地点 ムの地点から129度24分4秒、1.61メートルの地点  
キの地点 ウの地点から219度24分4秒、2.25メートルの地点  
47の地点 キの地点から130度6分16秒、2.26メートルの地点  
48の地点 47の地点から130度6分16秒、5.36メートルの地点  
49の地点 48の地点から130度6分16秒、2.83メートルの地点  
50の地点 49の地点から130度6分16秒、11.94メートルの地点  
51の地点 50の地点から129度55分19秒、6.83メートルの地点  
52の地点 51の地点から129度31分13秒、1.87メートルの地点  
53の地点 52の地点から129度31分13秒、6.31メートルの地点  
ノの地点 53の地点から129度31分13秒、2.70メートルの地点  
オの地点 ノの地点から219度23分30秒、5.86メートルの地点  
クの地点 オの地点から219度24分15秒、25.34メートルの地点  
ヤの地点 クの地点から219度13分2秒、6.40メートルの地点  
マの地点 ヤの地点から311度39分12秒、3.91メートルの地点  
ケの地点 マの地点から311度39分12秒、4.63メートルの地点  
フの地点 ケの地点から311度37分58秒、10.98メートルの地点  
コの地点 フの地点から311度43分48秒、11.99メートルの地点  
エの地点 コの地点から311度28分15秒、23.40メートルの地点  
56の地点 エの地点から311度31分24秒、8.83メートルの地点  
57の地点 56の地点から310度20分18秒、7.08メートルの地点  
58の地点 57の地点から316度8分16秒、8.83メートルの地点  
テの地点 58の地点から316度8分16秒、0.26メートルの地点  
アの地点 テの地点から234度18分55秒、2.10メートルの地点  
サの地点 アの地点から234度33分21秒、9.96メートルの地点  
キの地点 サの地点から234度33分21秒、36.02メートルの地点  
ユの地点 キの地点から234度32分51秒、18.01メートルの地点  
メの地点 ユの地点から230度9分10秒、5.16メートルの地点  
ミの地点 メの地点から234度32分18秒、10.09メートルの地点  
シの地点 ミの地点から234度33分41秒、10.12メートルの地点  
エの地点 シの地点から231度34分20秒、10.05メートルの地点  
ヒの地点 エの地点から231度22分46秒、5.82メートルの地点  
モの地点 ヒの地点から231度22分46秒、9.83メートルの地点  
セの地点 モの地点から320度17分42秒、16.92メートルの地点  
スの地点 セの地点から230度17分31秒、9.45メートルの地点  
ンの地点 スの地点から320度18分33秒、8.50メートルの地点  
いの地点 ンの地点から50度17分31秒、9.45メートルの地点

## (3) 面積

12,238.15平方メートル

## 4 埋立地の用途

道路用地、内水排除施設用地、広場

## 5 出願年月日

平成28年1月8日

**鳥取県告示第59号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の認定を行ったので、同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月26日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 1 認定特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人倉吉鴨水館
- 2 代表者の職名及び氏名  
理事長 杉本 美智子
- 3 主たる事務所及びその他の事務所の所在地  
倉吉市下田中町 801
- 4 認定の有効期間  
平成 28 年 1 月 19 日から平成 33 年 1 月 18 日まで
- 5 認定特定非営利活動法人のホームページアドレス  
<http://www.ousuikan.jp/>

**鳥取県告示第60号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成28年1月26日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
株式会社 F AM	米子市両三柳 2768-15	A f t e r s c h o o l f a m	米子市葭津 1657-1	平成 28 年 2 月 1 日	放課後等デイ サービス

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

平成28年1月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 住 所 米子市八幡224-4
- 2 氏 名 相見 慎

**鳥取県選挙管理委員会告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第4条第1項の規定により告示する。

平成28年1月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 住 所 鳥取市安長240-37
- 2 氏 名 英 義人



## 公 告

平成27年鳥取県公報第8750号で公告した丸合東福原店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成28年2月9日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

### 2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

-----  
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字向後谷1189の3、字奥流シ山1214の4、字上六郎谷1215の3、字弁才天空1256の4、字山ノ神2262、字蓼原2579、字峠2583の5、2583の6、2583の10、2583の21、字煤掃奥2584の2、2584の5、字善浪上2586の2、字三舟山2587の4、2587の5、2587の7、字釜ノ谷奥上2588の4、字墓収奥2592の45から47まで、2592の49、大字銀山字上千軒谷689の8、字砥谷平762の2、字高露805の9、805の11、805の12

### 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

### 3 通知の要旨

1に掲げる土地について、平成27年3月16日付農林水産省告示第587号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

### 4 通知の掲示場所 岩美町役場

### 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

-----  
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字宇治字市兵衛谷121の6、字汁谷183の7、184の5、字峠ノ谷203の1、字瓜黒875、字丸山892の9、字清戸口939の5、字清戸962の3、字奥清戸969の9、字奥清戸上972の1、973の1、字柏谷989の9、字坂別当1007の5、大字岩井字太郎右衛門谷1182の4、大字真名字土城谷13、14、17、字一畝ケ平ル246の2、字汁谷268の2、268の4、268の7、268の14、字小谷270の3、270の6、270の8、270の15

### 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

### 3 通知の要旨

1に掲げる土地について、平成27年5月1日付農林水産省告示第1034号（保安林の指定施業要件の変更につ

いて) のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

- 4 通知の掲示場所 岩美町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所  
日野郡日南町下阿毘縁字長溝119の2
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、平成27年3月20日付農林水産省告示第648号（保安林の指定施業要件の変更について）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 日南町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
  - (1) 業務の名称及び数量  
平成28年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務
  - (2) 業務の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 業務の期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
  - (4) 入札方法等  
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札（鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第122条第3項第4号に規定する郵便等（親展と明記したものに限る。以下同じ。）による入札を可とし、当該郵便等による入札を含む。以下同じ。）により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した金額（以下「入札価格」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。  
なお、この契約は、入札価格に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払上限額とする定期点検及び故障修理の単価契約とする。このため、落札額が契約金額とならないので注意すること。
- 2 入札参加資格  
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する

者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年2月5日（金）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

- （3）平成28年1月26日から同年3月14日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）平成28年1月26日から同年3月14日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。
- （6）電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けていること。
- （7）本件調達と同種で同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成22年4月1日から平成28年1月25日までの間にその履行を完了した実績を有すること。

### 3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

### 4 入札手続等

#### （1）入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

#### （2）業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

電話 0857-26-7788

#### （3）競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### （4）入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成28年1月26日（火）午前11時から同年2月17日（水）正午までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成28年1月26日（火）から同年2月16日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月17日（水）の午前9時から正午まで

##### イ 交付場所

（1）に同じ。

#### （5）入札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成28年3月7日（月）午前11時から午後5時まで、同月8日（火）から同月11日（金）までの日の午前9時から午後5時まで及び同月14日（月）の午前9時から正午まで。ただし、郵便等により入札書を提出する場合にあっては、平成28年3月7日（月）午前11時から同月11日（金）午後5時までの間に（1）の場所に提出すること（必着）により入札に参加できる。

イ 入札場所

（1）に同じ。

（6）開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成28年3月14日（月）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

イ 開札場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成28年2月17日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（4）入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債及び地方債並びに会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計

規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成28年2月定例会において本件業務に係る予算（以下単に「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : 2016 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) February 17, 2016 by noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 14, 2016 by noon : Time-limit for submission of tenders

(March 11, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan  
TEL 0857-26-7788

-----  
総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年1月26日

鳥取県立中央病院長 日 野 理 彦

1 調達件名及び数量	県立中央病院医薬品調達管理業務一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	平成27年12月10日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社エパルス営業本部鳥取営業部鳥取支店 鳥取市安長63-3
5 落札金額	3,939,840円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成27年10月27日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立中央病院事務局経営課 鳥取市江津730